

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十九年四月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 山本 公一

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 前報整理番号

に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

123 (1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸 (2)-2936

210 ナトリウム = (アルキル(C=12、分枝型)フェノキシ)ベンゼン (9)-1958

スルホナート(又はナトリウム = (アルキル(C=12、分枝型))

(フェノキシ)ベンゼンスルホナート)